

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 36 号  
2 0 1 4 年 2 月 5 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 添乗時における「注意指導」に関する申し入れ

平成25年12月15日、314-1-A行路にて東海労組合員が担当する1839A出庫時において、杉本指導助役が添乗してきた。

当該組合員は、運転整備時における前部標識の確認を「運転士基本動作集」通りに緊急ブレーキリセット後に前部標識確認を行ったにもかかわらず、杉本助役から「緊急ブレーキリセットの時機は前部標識確認後である」と注意指導を受けた。

その後、当該組合員が「運転士基本動作集」で確認したところ、明らかに杉本助役の注意指導誤り・間違いであることが分かった。

この間、会社は苦情処理会議等でも「管理者の報告には絶対間違いはない」旨と主張してきたが、今回のケースは明らかに杉本助役の間違った注意指導であり、管理者の注意指導が絶対ではないことが明らかになった。

これまで、管理者の添乗時における注意指導がボーナスカットの理由にあげられているが、今回のように間違った注意指導が「非違行為」として報告されているならば、絶対に許されるものではない。

よって、以下のとおり申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 当該組合員が行った運転整備時における緊急ブレーキリセット時機に対して、杉本助役から注意指導を受けた経緯を明らかにすること。
2. 当該組合員が行った運転整備時における緊急ブレーキリセット時機に対して、「運転士基本動作集」通りに行ったにもかかわらず、杉本助役から注意指導を受けたが、当該組合員の非違行為として5W1H形式で上長に報告されたのか明らかにすること。
3. 「2」項に関連して、非違行為として上長・会社に報告されているならば、その内容を明らかにすること。

4. 上長は、杉本助役から5W1H形式で報告された内容を精査したならば、「間違っただ注意指導」である事は火を見るより明らかと思われるが、内容を精査したのか明らかにすること。
5. 「4」項に関連して、上長は杉本助役に対し報告内容についての確認を行ったのか明らかにすること。
6. 「4」項に関連して、上長は杉本助役に対し「間違っただ注意指導」の訂正・謝罪を指示したのか明らかにすること。
7. 今回の杉本助役が行った「間違っただ注意指導」は非違行為にあたらぬのか、会社の考えを明らかにすること。
8. この間、会社は苦情処理会議等でも「管理者の報告には絶対間違いない」と主張してきたが、今回の杉本助役の注意指導は「絶対間違いない」のか会社の考えを明らかにすること。
9. 今回のように管理者による間違っただ注意指導があつてはならない。また、間違っただ注意指導が非違行為としてボーナスカット等人事査定に当たることがあつてはならないと考えるが、会社の考えを明らかにすること。
10. 「運転士基本動作集」による基本動作は、あくまでも運転作業上安全を守るために行うものであり、それを利用した管理者による注意指導をボーナスカット等人事査定に利用することを即時止めること。
11. 今回、正当な作業を行った当該組合員に対する「間違っただ注意指導」は、杉本助役の一種の悪意すら感じさせるものであり、「間違っただ注意指導」を即刻撤回し謝罪すること。
12. 今回のように管理者による間違っただ注意指導は二度とあつてはならない。よつて杉本助役には二度と添乗を行わせぬこと。

以上